

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月22日
【会社名】	ファナック株式会社
【英訳名】	FANUC CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山口 賢治
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役常務執行役員 流石 柳二
【本店の所在の場所】	山梨県南都留郡忍野村忍草字古馬場3580番地
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長 山口賢治及び取締役常務執行役員 流石柳二は、当社及び連結子会社並びに持分法適用会社（以下「当社グループ」という。）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である2026年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループにおいて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。この重要性は、金額的及び質的影響の重要性、並びにその発生可能性を考慮し、当社グループを対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲について、各事業拠点の前連結会計年度における売上高（連結会社間取引消去後）を指標とし、全社的な内部統制の評価が良好であることから、連結売上高のおおむね3分の2に達する事業拠点を候補として選定し、その上で、質的影響の重要性を検討して「重要な事業拠点」を決定しました。売上高を指標とした理由は、当社グループの事業環境や事業特性を考慮した結果、売上高が事業拠点の規模を反映する指標であり、財務報告に与える影響が大きいと判断したためです。また、おおむね3分の2という割合は、グループ全体の評価範囲として十分な網羅性を確保できると判断し、決定しました。

当社グループは、商品の開発、製造、販売及び保守サービスを主な事業としていることから、重要な事業拠点においては、事業目的に大きく関わる勘定科目として、売上高、売掛金、棚卸資産及び買掛金に至る業務プロセスを評価対象としました。また、財務報告への影響を考慮した結果、重要な事業拠点及びそれ以外の事業拠点において、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや経営者による予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセス等が存在する場合は、評価対象として追加しました。その結果、複数の事業拠点において、貸倒引当金、有形固定資産、繰延税金資産及び負債、退職給付に係る資産及び負債、未払法人税等に係る業務プロセスを評価対象としました。

## 3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当連結会計年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

## 4 【付記事項】

該当事項はありません。

## 5 【特記事項】

該当事項はありません。